

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6.8.21	R6.9.5	・東京都伝統工芸品産業振興対策要綱の第3及び東京都伝統工芸品産業振興対策事業実施要領（以下「要領」という）の第2に基づく「江戸象牙」（昭和58年3月10日指定）及び「江戸鼈甲」（昭和57年2月4日指定）に係る東京都伝統工芸品の指定の申出書（要領の第2（2）アで提出が求められているもの）及びその添付書類（要領第2（3）に定めるもの）					1										実施機関において現に保有しておらず、当該開示請求に係る公文書は存在しない。	産業労働局商工部経営支援課
2	R6.8.21	R6.9.5	・東京都伝統工芸品産業振興対策要綱の第2第1項及び東京都伝統工芸品産業振興対策事業実施要領（以下「要領」という）の第3（1）に基づく「江戸象牙」（昭和58年3月10日指定）及び「江戸鼈甲」（昭和57年2月4日指定）それぞれの指定に係る通知書 ・要領の第3（3）に基づく「江戸象牙」及び「江戸鼈甲」に係る指定の公示内容を表示した書類					1										実施機関において現に保有しておらず、当該開示請求に係る公文書は存在しない。	産業労働局商工部経営支援課
3	R6.8.21	R6.9.5	・東京都伝統工芸品産業振興対策要綱の第11第2項及び東京都伝統工芸品産業振興対策事業実施要領の第3（1）に基づいて、「江戸象牙」及び「江戸鼈甲」それぞれの指定について意見聴取が行われた東京都伝統工芸品産業振興協議会の会議の議事録					1										実施機関において現に保有しておらず、当該開示請求に係る公文書は存在しない。	産業労働局商工部経営支援課
4	R6.8.21	R6.9.5	・東京都伝統工芸品産業振興対策要綱の第7第1項及び東京都伝統工芸品産業振興対策事業実施要領（以下「要領」という）の第4に基づき、知事が承認した「江戸象牙」及び「江戸鼈甲」それぞれにかかる事業協同組合等が作成した当該伝統産業に係る振興計画書及びその添付書類（要領の第3（4）に定めるもの）並びに当初承認以降に変更があった場合は、それぞれの変更後の計画に係る上記書類					1										実施機関において現に保有しておらず、当該開示請求に係る公文書は存在しない。	産業労働局商工部経営支援課
5	R6.8.21	R6.9.5	・東京都伝統工芸品産業振興対策要綱（以下「要綱」という）の第8第1項に基づき、「江戸象牙」及び「江戸鼈甲」それぞれに係る事業協同組合等に対して行った経費の補助に係る書類 ・要綱の第8第2項に定める、経費の補助について別に定める書類					1										実施機関において現に保有しておらず、当該開示請求に係る公文書は存在しない。	産業労働局商工部経営支援課

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R6.7.12	R6.9.10	プロジェクションマッピング事業の経済波及効果推計に関する業務委託（成果品）	5	1														産業労働局観光部振興課
7	R6.7.12	R6.9.10	東京プロジェクションマッピング実行委員会提出の令和5年度事業報告書及び収支決算書	25		1							1					(7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局観光部振興課
8	R6.7.12	R6.9.10	令和5年度及び令和6年度実施の東京プロジェクションマッピングについて 1、都庁への投影費用以外のバス旅行等のパッケージなどへの使途がわかる全ての文書や図面や電磁的記録3、新宿副都心エリア環境改善委員会への提供資料や記録等文書や図面や電磁的記録					1										本件開示請求内容に係る文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため。	産業労働局観光部振興課
9	R6.9.2	R6.9.13	グリーン水素トライアル取引事業審査委員会設置要領	2	1														産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
10	R6.9.2	R6.9.13	グリーン水素トライアル取引事業審査委員会 審査・評価票 グリーン水素トライアル取引事業審査委員会審査結果について（通知） グリーン水素トライアル取引事業に係る基本協定書	10		1							1	1		1		(7条3号) 法人の情報であり、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 都が行う事業に関する情報であり、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
11	R6.9.6	R6.9.17	「東京都カスタマーハラスメント防止条例（仮称）の基本的な考え方」への意見募集に寄せられた意見	54		1					1	1						(7 条 2 号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (7 条 3 号) 団体又は法人の事業に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	産業労働局雇用就業部 労働環境課
12	R6.8.1	R6.9.30	・ 第 4 回 NEW CONFERENCE REPORT ・ 第 5 回 NEW CONFERENCE REPORT	28	1														産業労働局商工部創業 支援課
13	R6.8.1	R6.9.30	・ 第 4 回 NEW CONFERENCE 実施計画書 ・ 第 5 回 NEW CONFERENCE 実施計画書 ・ テーマ型セミナー 実施計画書 ・ TOKYO女性経営者塾 by NEW 第 2 回目講座 開催報告書 ・ 令和3年度女性経営者等の活躍促進事業運営業務委託会員登録報告 ・ 令和3年度女性経営者等の活躍促進事業運営業務委託広報関連報告 ・ TOKYO女性経営者 1Hメンターby N E W 実施総括報告書	172		1					1	1						(7 条 2 号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (7 条 3 号) 法人のノウハウの詳細がわかることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	産業労働局商工部創業 支援課
14	R6.8.1	R6.9.30	「令和 3 年度女性経営者等の活躍促進事業運営業務委託」に係る入札者の提案書 「令和 4 年度女性経営者等の活躍促進事業運営業務委託」に係る入札者の提案書				1					1						(7 条 3 号) 事業者のノウハウの詳細がわかることにより、当該事業を営む法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	産業労働局商工部創業 支援課